



温泉分析書別表

甲第 3171 号一別表

1. 源泉名 箱根峠温泉

2. 溢出地 静岡県田方郡函南町東原 1354

3. 温泉分析申請者

東京都港北区南青山5丁目12-6

財団法人 中小企業レクリエーションセンター 専務理事 若原不二雄

4. 泉質

アルカリ性単純温泉(低張性・アルカリ性・低温泉)

5. 源泉での分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等
は環境庁自然保護局長発(昭和57年5月25日)環自施第227号及び第228号によれば次のとおりである。

※禁忌症及び適応症の掲示は利用許可がおりたのち行うこと。

【浴用の禁忌症】

温泉の一般的禁忌症 急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、
悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(とくに初期と末期)。

泉質別禁忌症

該当項目なし。

【浴用の適応症】

療養泉の一般的適応症 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、
関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、
健康増進。

泉質別適応症

該当項目なし。

浴用の一般的注意事項

ア. 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。

イ. 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適當とすること。

ウ. 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)が現われることがある。「湯あたり」の間は入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。

エ. 以上のはか入浴には次の諸点について注意すること。

(ア)入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。

(イ)入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。

(ウ)入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起しやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。

(エ)入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。

(オ)次の疾患については原則として高温浴(42°C以上)を禁忌とする。

イ. 高度の動脈硬化症 ロ. 高血圧症 ハ. 心臓病

(カ)熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。

(キ)食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。

(ク)飲酒しての入浴は特に注意する。

(注) この別表は温泉法第14条による掲示に必要な参考資料となるものである。

別表作成年月日及び作成者

平成17年6月28日 登録番号 14健地衛第1号

東京都豊島区高田3丁目42番10号 財団法人 中央温泉研究所 所長 甘露寺泰雄

